

「やまがた森と川の学校」事業業務委託仕様書

1 業務名

(教学委-18号) 「やまがた森と川の学校」事業業務委託

2 コンセプト

- ・ 学校の教授型の学びではなく、美山地域の豊かな自然の中で実体験学習を通して、抱く疑問や不思議など、知的好奇心を感化させる仕掛けがあること。
- ・ 仲間と協働して、困難な目標や課題を達成する教育的な活動として仕組むこと。
- ・ 一つひとつの活動について、時間的ゆとりがあり、かつ、万全な安全確保ができること。

3 履行期間

契約締結の日～令和8年9月30日

4 委託内容

具体的な内容	【開催回数等】 <ul style="list-style-type: none">・ 市内全小学校9校の5年生を5グループに分け、各1回実施する。・ 1回あたり最大1.5日間、全体で最大7.5日間実施する。・ 5グループは次のとおりとする。																							
	<table border="1"><thead><tr><th>グループ</th><th>学校名</th><th>人数</th><th>開催日</th></tr></thead><tbody><tr><td>A</td><td>富岡小 42人</td><td>42人</td><td>5月21日(木) ～5月22日(金)</td></tr><tr><td>B</td><td>美山小 15人 いわ桜小 7人</td><td>22人</td><td>5月28日(木) ～5月29日(金)</td></tr><tr><td>C</td><td>高富小 49人</td><td>49人</td><td>6月4日(木) ～6月5日(金)</td></tr><tr><td>D</td><td>伊自良南小 16人 伊自良北小 3人</td><td>19人</td><td>6月10日(水) ～6月11日(木)</td></tr><tr><td>E</td><td>梅原小 8人 大桑小 5人 桜尾小 5人</td><td>18人</td><td>6月18日(木) ～6月19日(金)</td></tr></tbody></table> <p>(人数は令和8年3月1日現在の数であり、転出入により多少変更となる場合がある。)</p> <ul style="list-style-type: none">・ 自然災害や感染症の拡大状況により、事業の中止又は日程の変更をする場合がある。 【開催場所】 <ul style="list-style-type: none">・ みやまの森、グリーンプラザみやま及び周辺、美山地区で各学校が希望する場所において、自然体験プログラムを開催する。	グループ	学校名	人数	開催日	A	富岡小 42人	42人	5月21日(木) ～5月22日(金)	B	美山小 15人 いわ桜小 7人	22人	5月28日(木) ～5月29日(金)	C	高富小 49人	49人	6月4日(木) ～6月5日(金)	D	伊自良南小 16人 伊自良北小 3人	19人	6月10日(水) ～6月11日(木)	E	梅原小 8人 大桑小 5人 桜尾小 5人	18人
グループ	学校名	人数	開催日																					
A	富岡小 42人	42人	5月21日(木) ～5月22日(金)																					
B	美山小 15人 いわ桜小 7人	22人	5月28日(木) ～5月29日(金)																					
C	高富小 49人	49人	6月4日(木) ～6月5日(金)																					
D	伊自良南小 16人 伊自良北小 3人	19人	6月10日(水) ～6月11日(木)																					
E	梅原小 8人 大桑小 5人 桜尾小 5人	18人	6月18日(木) ～6月19日(金)																					

	<p>【活動内容（予定）】</p> <table border="1" data-bbox="391 203 1409 501"> <tr> <td data-bbox="391 203 596 300">1日目午前</td> <td data-bbox="596 203 874 300">森の学校 (みやまの森)</td> <td data-bbox="874 203 1409 300">・みやまの森散策（動植物の生態、地形学習）全学校共通</td> </tr> <tr> <td data-bbox="391 300 596 396">1日目午後</td> <td data-bbox="596 300 874 396">森の学校 川の学校</td> <td data-bbox="874 300 1409 396">・各学校が要望する活動（別紙1参照）</td> </tr> <tr> <td data-bbox="391 396 596 501">2日目午前</td> <td data-bbox="596 396 874 501">森の学校 川の学校</td> <td data-bbox="874 396 1409 501">・各学校が要望する活動（別紙1参照）</td> </tr> </table> <p>・ 1日目午前「森の学校」を中心に提案すること。（1日目午後、2日目午前の活動は、各学校が主体となって実施する予定のため、可能な範囲で提案すること。）</p> <p>・ 1日目午前「森の学校」について、雨天時は各学校を場所として取り組める活動を提案すること（延期は想定していない）。</p> <p>【具体的事項】</p> <p>1 人員の派遣及び施設等の準備については、次のように対応すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 受託者が活動の講師・スタッフを派遣すること。講師・スタッフの人選については、市担当者と調整すること。また、活動に使用する道具等の準備をすること。 <p>2 安全面については、次のように対応すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 事業実施前に対象施設担当者及び市担当者と調整会議を行い、安全・適正な事業を実施すること。 ・ 実施場所等の現地確認を行い、安全対策の内容を確認する等の児童、関係者に対する安全確保を徹底すること。 ・ 安全に活動するための準備を明確にすること。 ・ 事前に消防署へ連絡し、救急の場合の対応を依頼すること。 ・ 緊急時の対応については、市担当者と十分に協議すること。 	1日目午前	森の学校 (みやまの森)	・みやまの森散策（動植物の生態、地形学習）全学校共通	1日目午後	森の学校 川の学校	・各学校が要望する活動（別紙1参照）	2日目午前	森の学校 川の学校	・各学校が要望する活動（別紙1参照）
1日目午前	森の学校 (みやまの森)	・みやまの森散策（動植物の生態、地形学習）全学校共通								
1日目午後	森の学校 川の学校	・各学校が要望する活動（別紙1参照）								
2日目午前	森の学校 川の学校	・各学校が要望する活動（別紙1参照）								
委託金	<p>① 600,000円以内（消費税及び地方消費税を含む。）</p> <p>② 企画提案の選定後、提案者と協議の上、企画提案の内容に変更を加える場合、①の額の範囲内で契約額を調整することがある。</p> <p>③ 委託金の支払は、契約額の7割を上限に概算払いできるものとし、概算払いしたときは、業務実績に基づき精算を行う。</p> <p>④ 自然災害や感染症の拡大状況により、事業の中止又は日程の変更をする場合は、委託金の額を受託者と委託者の協議により調整をする。</p>									
事業実施計画及び実績報告	<p>① 契約完了後速やかに事業計画書及び事業全体のスケジュール、人員体制を提出し、市と調整会議を行うこと。</p> <p>② 全事業実施後、事業報告書及び支出報告書を作成、提出すること。</p>									
特記事項	<p>ア 十分な安全対策と感染症対策を講じること。</p> <p>イ 営利目的として事業を実施しないこと。</p> <p>ウ 業務の円滑な運営を行うため、市と協議しながら実施すること。</p>									

	<p>エ やむを得ない理由で事業が実施できない場合は、事前に市と協議し調整すること。</p> <p>オ 対象者等に対し適切な周知を行うこと。また、マスメディア等への情報提供を効果的に実施すること。</p> <p>カ 調理体験を実施する場合は、安全面・衛生面について十分配慮し、必要に応じて保健所へ届出をすること。</p>
--	--

5 関係法令の遵守

労働基準法その他関係法令を遵守すること。

6 事業の一括再委託の禁止

受託者が行う事業を一括して第三者に委託し、又は請け負わせることはできない。ただし、事業を効率的に行ううえで必要と思われる業務については、市と協議のうえ、当該業務の一部を委託することができるものとする。

7 個人情報保護

委託事業を行うに当たって個人情報を取り扱う場合には、山縣市個人情報保護法施行条例(令和4年山縣市条例第30号)、山縣市個人情報保護条例施行規則(平成15年山縣市規則第132号)に基づき、その取り扱いに十分注意し、漏えい、滅失及びき損の防止その他個人情報の保護に努めること。なお、この契約による事務を処理するための個人情報の取扱いについては、別記「個人情報取扱特記事項」を守らなければならない。

8 守秘義務

委託業務を行うに当たり、業務上知り得た秘密を他に漏らし、又自己の利益のために利用してはならない。また、業務終了後も同様とする。

9 事故防止

業務実施に際しては、安全を考慮して不測の事故を未然に防ぐよう十分な対策を行うこと。

10 契約の解除

市と受託者との契約期間中において、受託者による事業の継続が困難になった場合の措置は次のとおりとする。

(1) 受託者の責に帰すべき事由により事業の継続が困難となった場合

受託者の責に帰すべき事由により事業の継続が困難となった場合には、市は契約の取り消しができるものとする。この場合、山縣市に生じた損害は、受託者が賠償するものとする。なお、次期受託者が円滑かつ支障なく当事業の業務を遂行できるよう、引き継ぎを行うものとする。

(2) その他の事由により事業の継続が困難になった場合

災害その他不可抗力等、市及び受託者双方の責に帰することができない事由により事業の

継続が困難となった場合、事業継続の可否について協議するものとする。一定期間内に協議が整わない場合、それぞれ、事前に書面で通知することにより契約を解除できるものとする。なお、委託期間終了若しくは契約の取消しなどにより次期受託者に事業を引き継ぐ際は、円滑な引き継ぎに協力するとともに、必要なデータ等を遅滞なく提供することとする。

1.1 その他

- (1) 本仕様書及び関連資料にも明記されていない事項及び疑義が生じた場合は、契約者間で協議のうえ処理するものとする。
- (2) 成果物に関する著作権はすべて山県市に帰属するものとする。